

第23回 宇和島市子ども・子育て会議資料

- | | | |
|---|--------------------|------|
| 1 | 教育保育施設等整備計画の実行について | … P1 |
| 2 | 宇和島市立児童館について | … P2 |
| 3 | 児童館運営委員会の設置について | … P5 |



宇和島
ココロまじわうトコロ

本市は、平成30年4月に「宇和島市教育保育施設等整備計画」を策定し、施設等の環境整備や適正規模・適正配置の推進に取り組んでいます。
令和2年度の本計画の実行予定は下のとおりです。

明倫幼稚園

園児数の減少により令和3年3月31日閉園(廃止)

(園情報)

地 区

宇和島地区

認可定員

100人

利用定員

25人

園 児 数

本年8月1日時点 7人 (4歳児 2人 5歳児 5人)

園児数推移

各年5月1日時点

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
33	25	16	7	7

三浦保育園

小池保育園への統合により令和3年3月31日閉園(廃止)

(園情報)

地 区

宇和島地区

認可定員

20人

利用定員

20人

園 児 数

本年8月1日時点 5人 (4歳児 1人 5歳児 4人)

園児数推移

各年5月1日時点

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
16	20	15	13	5

成妙保育園

三間認定こども園への統合により令和3年3月31日閉園(廃止)

(園情報)

地 区

三間地区

認可定員

45人

利用定員

25人

園 児 数

本年8月1日時点 9人

(1歳児 2人 2歳児 1人 3歳児 2人 4歳児 1人 5歳児 3人)

園児数推移

各年5月1日時点

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
23	27	23	12	10

閉園(廃止)に関する保護者説明や地域説明を既に終了しています。

今後の予定として、11月に児童の転園手続、12月において条例の改正案上程、愛媛県知事へ廃止の届出を行う予定です。

本市は、令和2年3月に策定した「第2期宇和島市子ども・子育て支援事業計画」をもとに、より豊かな子育て環境整備の推進に取り組んでいます。

その取組みの一環として、津島町に位置する旧清満幼稚園（令和2年3月31日廃止）を利活用し、宇和島市立児童館の開館を本年10月に予定しています。

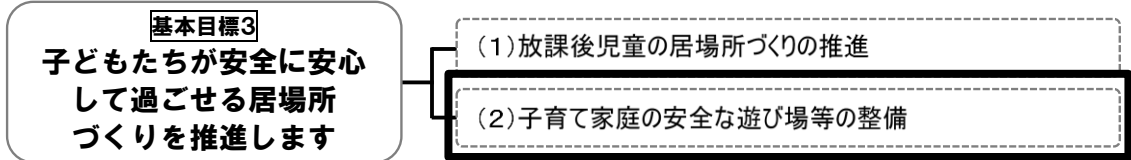
第2期宇和島市子ども・子育て支援事業計画上の位置づけ

事業計画書 P47

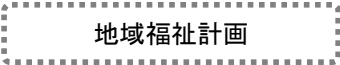
基本目標3 子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します

施策体系

推進施策



関連計画



1. 放課後児童の居場所づくりの推進

取り組み	事業概要	担当課
新・放課後子ども総合プランの促進	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、福祉と教育部局が連携を図りながら、公共施設や小学校等の空き教室等を活用した子どもの居場所づくりの推進に努めます。 放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な取組みについては、地域の実情に応じて社会教育施設及び小学校等との連携を図りながら、さまざまな体験・活動の場を提供し、子どもの自主性、社会性等の向上を図ります。	【福祉課】 【生涯学習課】 【学校教育課】
放課後児童健全育成事業の拡充	福祉と教育部局が連携し、地域の実情や利用者のニーズに対応できる提供体制の整備を図るとともに、人材の育成・確保に努めます。	【福祉課】

2. 子育て家庭の安全な遊び場等の整備

取り組み	事業概要	担当課
公園緑地の整備	老朽化した遊具等の更新を計画的に行うことで、利用者の安全を確保するとともに、分かりやすい案内表示等の配置やバリアフリー化など、利便性の向上に努めます。	【都市整備課】
児童厚生施設等の設置促進	子育て世代活動支援センター（パフィオうわじま）における安全・安心な遊びと交流の機会の充実を図るとともに、利用者の利便性等に配慮しながら、児童館の整備を検討します。	【福祉課】



宇和島

ココロまじわうトコロ

「木にふれ、森とつながる」



木育に取り組む児童館

えひめの山で育った木々で遊ぼう！作ろう！

木づかい運動の展開
(林野庁エモ)
木づかい運動でウッド・チェンジ
林野庁では、こうした木材を利用することの意義を皆さんに知っていただき、暮らしの中に木材製品を取り入れることで、日本の森林を育てていく運動として、木づかい運動を展開しています。また、その一環として、子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通して木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さを利用の意義を学んでもらうための活動である「木育」についても推進しています。

宇和島市立児童館の概要

〔コンセプト〕 木育に取り組む児童館
「ふれる あそぶ まなぶ」

〔名 称〕 宇和島市立児童館
※別途、愛称を募集

〔種 別〕 小型児童館
※児童福祉法に基づく児童福祉施設であって法第40条に規定する児童厚生施設

〔場 所〕 津島町岩湊内560番地
※旧清満幼稚園跡

〔施設設備〕 集会室・遊戯室・図書室・トイレは必須
※愛媛県児童福祉施設の設備運営基準・児童館の設置運営要綱の基準遵守

〔開館時間〕 午前10時から午後6時

〔休 館 日〕 水曜日・12/29～1/3

〔対象範囲〕 乳幼児から18歳未満の児童

〔利 用 料〕 無料

〔従事職員〕 3人
※館長1人・児童厚生員2人(すべて有資格者配置要、館長は園長経験者等で会計年度任用職員採用を想定)、児童厚生員は会計年度任用職員を採用

〔運営委員会〕 15人以内
※子ども・子育て会議委員に依頼

スケジュール

〔開設時期〕 令和2年10月1日

〔開設準備〕 6月 条例制定
7月～木製遊具購入
※南予産材の使用
※農林課予算
トイレ改修
監視カメラ設置
館内整理
8月 職員募集
愛称募集
規則制定
運営内容整理
9月 愛称決定
10月 関係者内覧
4日記念式典
※太鼓集団「雅」演奏
※おはなし屋えっちゃんの読み聞かせ
※木のもの屋さっちゃん木育キャラバン
※津島高校スポーツライミング部

事業展開

〔目 的〕 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする(法第40条)

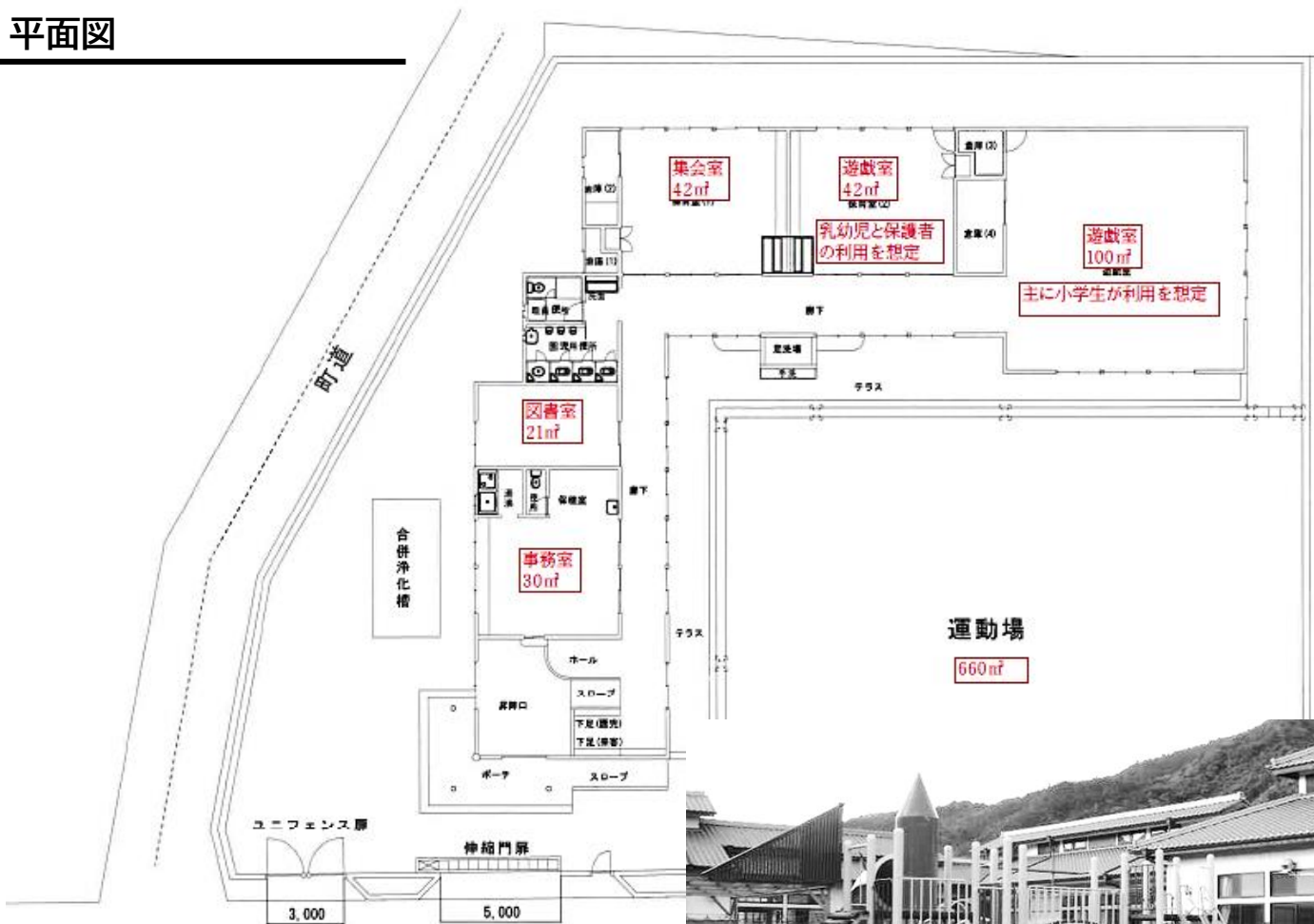
児童の任意の利用に供する活動
児童の集団指導活動
地域活動の援助 等

そのほか、
木育に関わるイベント
木育知識の普及
木工ワークショップ 等



児童の自主性、社会性及び創造性を高める

平面図



児童館の開設にあたっては、その適正な運営を図るため、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉審議会、母親クラブ等の地域組織の代表者、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置し、その意見を聴くことが求められています。

規定上の位置づけ

宇和島市児童館条例 令和2年10月1日施行（準備行為は施行前可）

（運営委員会）

第19条 児童館の円滑な運営を期するため、児童館に児童館運営委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員の構成は、15人以内をもって組織し、児童福祉関係機関及び団体の関係者、教育関係機関及び団体の関係者、学識経験者等のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

宇和島市児童館条例施行規則 令和2年10月1日施行

（運営委員会の所掌事務）

第9条 条例第19条に規定する児童館運営委員会（以下「委員会」という。）は、児童館の円滑な運営に関する重要事項について調査審議する。

（委員会の会長及び副会長）

第10条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第11条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、市長がこれを招集するものとする。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

5 委員会の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

運営委員について

上記の規定上の位置づけ等を総合的に勘案し、宇和島市子ども・子育て会議委員に宇和島市立児童館運営委員を委嘱を予定(令和2年10月1日付け)

運営委員会について

〔開催回数〕 年1回(3月予定)

〔内 容〕 実績報告及び次年度の計画について等